

公益社団法人 日本図書館協会 図書館情報学教育部会

会 報

第 119 号

2018 (平成 30) 年 1 月 31 日発行 編集・発行 図書館情報学教育部会

目 次

2017 年度 第 1 回研究集会報告 (2017 年 6 月 4 日 (日) 開催)	1
テーマ：現職者も視野に入れた学校司書の養成	
報 告 モデルカリキュラムの質保障	
(大谷 康晴 日本女子大学)	1
事例報告 (1) 学校司書モデルカリキュラム実施校による報告	
(安形 輝 亜細亜大学)	3
事例報告 (2) 通信制大学における学校司書に向けたリカレント教育	
(野口 久美子 八洲学園大学)	4
質疑応答	6
参加者の感想「カリキュラム検討の参考に」	
(西尾 純子 龍谷大学)	10
参加者のアンケートから	11

2017 年度 第 1 回研究集会報告

2015 年 8 月に文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、2016 年 10 月に『これからの学校図書館の整備充実について (報告)』が公表された。同報告では、学校司書の資格・養成の在り方について、「学校司書のモデルカリキュラム」を含む提言がなされた。

そこで本年度第 1 回研究集会では、「現職者も視野に入れた学校司書の養成」と題して、まず大谷康晴氏 (日本女子大学) から本モデルカリキュラムの見方、考え方について、概括的に報告してもらった。この後、安形輝氏 (亜細亜大学) から学校司書の養成に向けた大学における取組について、野口久美子氏 (八洲学園大学) から現職者に向けたリカレント教育に関する取組について、それぞれ事例報告を受けた。以上の報告を受け、モデルカリキュラムの質保証についても踏まえながら、学校司書養成の在り方について参加者の間で議論を行った。

< 報告 >

モデルカリキュラムの質保証

大谷 康晴

(日本女子大学)

1. モデルカリキュラムと「読み替え」

学校司書モデルカリキュラムが成立したことで、各大学では「学校司書」のコースの開講を検討していると思われる。

モデルカリキュラムには、司書・司書教諭・教職の科目が登場しているため、科目の「読み替え」による開講を検討している大学も多いようである。

しかし、本来科目の読み替えというのは簡単な話ではない。2016年度第2回研究集会で小田教育部会長は“読み替えられるかどうかは、科目の内容に基づいて判断しなくてはならないということであり、科目名の問題ではないのです”¹⁾と挨拶している。従来の読み替えは、読み替え元も読み替え先も文部科学省に届出等の正式の手続きによって開講されている科目間で行われている。今回はそのような担保もない上、さらに特定の内容の有無が必要条件となっている科目もあり、単純ではない。なお、文部科学省は、単純ではない読み替えについては従来から釘を刺している²⁾。

中身の確認が必要な読み替えの例としては、「学校図書館情報サービス論」が司書課程科目の「情報サービス論」と「情報サービス演習」の2科目において、“学校図書館における情報サービスの意義”、“児童生徒及び教職員からの相談・質問への対応”、“情報サービスの提供による探究的な学習の支援”を内容に含んでいるものとされている。しかし、『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)』³⁾では、この3点は記載されていない。「情報サービス論」における“図書館における情報サービスの意義と種類”と「情報サービス演習」における“質問に対する検索と回答”が類似している内容としてあるにすぎない。つまり、司書課程として開講していても「学校図書館情報サービス論」に必ず読み替えできるものではない⁴⁾。

司書は図書館法の資格である以上、司書課程で図書館や利用者という表現が登場する場合、基本的には図書館法上の図書館(実質的には公立図書館)とその利用者が前提となっている。したがって、この読み替えのためには、学校図書館およびその利用者を対象としたものも取り上げていることがどこかで確認できる必要がある。同時に学校図書館に傾斜するあまり、図書館法上の図書館に対しての言及が読み取れなくなった場合、今度は司書養成課程科目開講大学として認められないという可能性が生じる。

これらの条件を考えると、シラバスでも講義においても図書館法上の図書館に加えて学校図書館を扱っていることを

明記すべきである。同時に、第三者から見て判別できないことがないように、どこかがその教育内容と質を保証することが望ましいだろう。

また、「大学において履修すべき図書館に関する科目」の選択科目は内容の自由度が高いため、これらの枠を活用して学校図書館に関する内容を増やしていくことも考えられる。このこと自体は問題ないが、注意が必要である。たとえば、学校図書館での実習を学生に体験させることを考えられるが、これを「図書館実習」で実施することはできない。この科目のねらいは、“図書館に関する科目で得た知識・技術を元にして、事前・事後学習の指導を受けつつ公立図書館業務を経験させる”となっているからである。「図書館総合演習」、「図書館サービス特論」等の科目での実施を考えるべきである。

2. モデルカリキュラムの運用と質保証

学校司書モデルカリキュラムの公表に際して、「学校司書のモデルカリキュラムについて」という通知⁵⁾が行われている。この通知は、1)柔軟な履修の仕組みの構築と採用時の修了証明書等の活用、2)開講大学に科目名称、科目の統合・分割の裁量を認めていること、3)モデルカリキュラムに含まれている司書・司書教諭科目に過去修得したものについて学校司書モデルカリキュラムについても既修得とみなすこと、の3点からなっている。

このうち1)では、単位認定や履修証明制度の活用を提示している。かつてよりは、大学において他大学での既修得単位認定を行うことが増えてきているが、個別科目単位での認定は依然としてかなり面倒である。この場合第三者による科目内容の保証があることで、通知が想定するような柔軟な履修の仕組みの構築が可能になると考えられる。

また、2)によって科目名称の変更や科目の統合・分割を行うことが各大学に認められているが、結果として外部からの判別が困難になる。先ほどの単位認定・履修証明の件と併せて考えると、やはりこれらの事情に詳しい第三者機関による保証が必要といえる。

さらに現職者へのモデルカリキュラムの適用という問題もある。現場での経験のある程度考慮に入れた上で、一定時間の学習を以って修了証明を発行していくことも考えられ

るが、この仕組みの正当性を一大学だけで担保することは厳しく、ここでも第三者機関での質保証が求められているといえるだろう。

モデルカリキュラムは法令に基づくものでないこと、複雑な読み替えを伴っていること、単位認定や修了証明の運用が期待されていること、現職者への適用が必要であること、といったこれらの諸点に対応するために、今後はモデルカリキュラムの正当性を担保できるような第三者機関による質保証のあり方を考えるべきである。

注・引用文献

- 1) 小田光宏. 閉会の挨拶に代えて、申し上げたいことがあります(閉会の挨拶). 公益社団法人日本図書館協会図書館情報学教育部会会報. 第 117 号, 2017.4,
<http://www.jla.or.jp/LinkClick.aspx?fileticket=xMFCRoz%2fRVI%3d&tabid=376>
- 2) 文部科学省生涯学習政策局社会教育課. 改正司書養成科目に関する Q&A. 文部科学省, 2009.7,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/1283540.htm
- 3) これからの図書館の在り方検討協力者会議. 司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について (報告). 文部科学省, 2009.2,
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf
- 4) なお、「学校教育概論」も同様に、教職課程の「教育の基礎理論に関する科目」において、“教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想”，“幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程”を、「教育課程及び指導法に関する科目」において“教育課程の意義及び編成の方法”をそれぞれ事項として含んでいる科目を履修した場合に読み替えができるとしており、こちらも単純なものではない。
- 5) 藤原誠(文部科学省初等中等教育局長). 学校司書のモデルカリキュラムについて(通知). 文部科学省, 2016.11,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380587.htm



講師・司会を担当した大谷康晴氏

<事例報告 (1) >

学校司書モデルカリキュラム実施校による報告

安形 輝

(亜細亜大学)

1. 亜細亜大学と図書館学課程

背景として亜細亜大学がどのような大学かを説明する。亜細亜大学は中央線沿いの東京の郊外にある7,000名弱の中規模大学である。学部は経営、経済、法律などの社会科学系の5学部から構成される。名前に亜細亜と入っており、外部評価などからも国際志向が強い大学といえる。

亜細亜大学の図書館学課程は専任教員が2名である。2名ともに主たる専門領域は学校図書館ではないが、学校図書館関係の業績も少しはある。司書コースのカリキュラムはほぼ図書館法施行規則のまま実施している。司書コースの履修者は毎年20名程度であり、司書志望が増える文学部は持たないにしても、大学の規模からは少ない。履修者を増やすために日々、図書館学課程についての学内広報の強化を模索している。司書以外に教職、司書教諭課程もある。

2. 学校図書館と私

私は前述のように学校図書館が主たる専門ではないが、教育実習巡回指導のため、年に数校、中学校、高等学校に行ったさいに、可能であれば図書館見学を行う。一般的に、図書館見学が企画される学校図書館は良い実践を行っている館が対象となることが多い。そうではなく、必ずしも良い実践

を行っていない普通の学校図書館の見学を年に数回行うという意味である。

例えば、以前に東京都のある市立中学校に行ったさいに見学した図書館は、書類上は担当者が一人いるようであったが、実質的には誰も担当せず、ほぼ図書委員会任せの状況であった。開館時間は昼休みの20分間と短く、見学当日は臨時閉館であった。前日も臨時閉館であり、閉館が続く様子が伺えた。書架は乱れ、目録ボックスからは目録カードがあふれ、ほぼ使うことができない図書館であった。

そのような普通の学校図書館を何館か見学するうちに「人がいない」学校図書館がいかに酷くなるかを実感した。司書教諭であれ、学校司書であれ、学校図書館に人は配置すべきであるという思いを抱くようになった。この思いは本学で「学校図書館のモデルカリキュラム」を実施をする動機のひとつとなった。

3. 学校図書館モデルカリキュラム

学校図書館のモデルカリキュラムの実施にあたっては「できるだけ早く」「文部科学省の通知どおり」「履修しやすく」の三つを方針とした。

「できるだけ早く」実施した理由は、新1年生だけでなく在校生も対象として取得できる資格（のようなもの）の選択肢を増やすためである。そのため、初年度から一科目「学校教育概論」を除きすべて開講した。また、最初に始めることができれば大学広報につながることも考えた。

「文部科学省の通知どおり」に実施した理由は、本学の科目を他大学に認定してもらいたい、逆に他大学の科目を認定するさいに、できるだけ円滑に行うことができるためである。亜細亜大学では昨年度まで司書講習を実施しており、科目の単位認定については苦勞してきた経験からあまり逸脱しない科目名、科目内容が望ましいと考えた。

学生が「履修しやすく」するために実施にあたっては読替科目は1科目を複数科目で読み替えるものは新規科目として開講し、読み替えによって学生の負担が増えないようにした。また、開講年次はできるだけ1年次ないし2年次に降ろし、早めに始められるようにした。新規科目の「学校図書館サービス論」は司書の選択科目「図書館サービス特論」としても置き、学校司書と司書の両方を取る学生の負担が増えな

いように心がけた。

亜細亜大学が早期実施できた背景としては学校司書関係の会議に関する情報収集を行い、実施に向けて準備してきたこと、司書、司書教諭、教職課程があったこと、教員、職員が実施に向けて協力できたこと、中規模大学であったため、比較的動きやすかったことなどがある。

4. 今後の課題

今後の課題としては「学校教育概論」の担当者をどうするか、修了証を発行するか、学内の履修証明プログラムに載せるかなどがある。「学校教育概論」の担当者については、教職課程は再課程認定の問題で手一杯であり、積極的な協力は見込まず、科目内容が幅広いため、担当者探しが難航しそうである。修了証については当面発行せず、成績証明書と学校司書のモデルカリキュラムに関する読み替えについての書類を作成し、修了者に配布する予定である。本学の履修証明プログラムについては、まだ始まったばかりの制度であり、制度自体の解釈が一部流動的であること、他大学で履修した科目の認定などが難しいことなどの理由で、現時点では対応することは考えていない。

<事例報告(2)>

通信制大学における学校司書に向けたリカレント教育

野口 久美子

(八洲学園大学)

1. 八洲学園大学における司書養成の現状

八洲学園大学は2004年に開学した通信制大学である。生涯学習学部だけの単科大学で、キャンパスは横浜駅に程近いところにある。eラーニングを活用し、一度も来校せずに学位や資格が取得できることを売りとしている。国家資格については司書、司書教諭、学芸員資格などを取得することができる。教職課程は未設置である。

2016年度の入学者数は431名であった。年齢別の入学者数は20代が186名と突出しているが、30代が103名、40代が70名、50代が54名、60代以上も16名いる。社会に出た後の学び直しを希望する方、転職のきっかけとして資格

を得ようとする方など、志望理由は様々である。正確な統計は存在しないが、図書館や学校で働きながら資格取得を目指す学生は全体の2割程度存在すると推測している。その中には、行政畑から図書館に異動したことを機に司書資格を取得することにした図書館長も存在する。近年では現職の学校司書も増えてきているように感じる。

2015年度末までに1,609名が司書資格を、299名が司書教諭資格を得ている。2015年度の司書資格取得者の状況の詳細は以下の通りである。男女比は女性が73%と圧倒的に多い。年代比は20代が36%、30代が25%、40代が24%、50代以上が15%となっている。30代、40代がそれぞれ全体の4分の1を占めている。資格取得までの期間は1年が35%であり、次いで半年（最短期間での取得）が30%である。資格取得後の就職状況については大学として全容を把握しているわけではないが、新たに図書館に職を得る方も多数存在していると考えられる。

2. 通信制大学における学び

本学は単位従量制を採っており、一科目から自由に履修することを可能としている。学生は自身のペース、関心に応じて学ぶことができる。

本学には独自の学習システム「eLy（エリー）」があり、出願から入学後の授業受講、レポート提出、教員への質問、事務手続き等、すべてインターネットで行うことができる。授業の受講とレポート提出がeLyで完結するため、前述の通り、学生は一度も大学に来校することなく目的を達成することができる。

履修形態は2通りある。一つはテキスト履修である。2回のレポート添削指導を経て、科目修得試験を受験し、合格すると単位修得となる。通信制大学において一般にイメージされる自学自習の学習形態にあたる。自学自習とはいえ、教員から必要に応じ補助教材、レポート執筆にあたってのメッセージを提供するなどの工夫も行っている。学生は教員に随時質問を行うこともできる。もう一つはスクーリング履修である。通学制の大学と同様に、学生は決まった時間にeLyを通して、大学から配信される授業をライブ受講する。授業中には学生は文字チャットを利用して、随時発言する。学生の中には一度社会に出た後に資格取得を目指す方も多数いるた

め全体的に学習意欲が高く、授業中には活発な意見交換が行われる。授業終了後にはオンデマンド動画がeLyを通して配信され、学生は復習に活用する。

通信制大学では資格取得がしやすいというイメージがあるかもしれないが、実際には強固な意志と主体性が求められる。テキスト履修の添削指導は複数回に及ぶこともある。集中講義（スクーリング）は1日5コマの授業をパソコンの前で2日ないし3日連続で受講する必要があるため、科目によっては宿題も課されることから、相当な気力と体力を要する。在学生や卒業生からも「想像以上にレポートが大変だった」という声を多数聞く。それでも、仕事や家庭を両立しながら、半年で資格取得を果たす学生も決して少なくない（全体の3割）。

3. 現職の学校司書、学校教員を対象としたリカレント教育の取り組み

本学では通常の授業の他に、公開講座等を通じてリカレント教育の機会を提供している。ここでは現職の学校司書、学校教員を対象とした取り組みについて述べる。

公開講座については、本学教員ならびに外部講師による多種多様な講座を開講している。eラーニングを推進する大学としての強みを生かし、来校受講のみならず、インターネットでのライブ受講、オンデマンド受講（開講後一ヶ月間）を選択できるのが特徴である。2016年度には現職の学校司書を主な対象に「学校司書のための教職入門」を開講した。本講座は学校司書も教育学に関する知識を身につけることが必要であるという考えのもと、6日間（全11コマ）のプログラムとして設計した。開講科目は教職論・教育原理、教育方法論（国語科編、社会科編）、教育心理学、特別支援教育論、学校図書館活用実践論である。開講にあたっては教育学と学校図書館・読書教育の両面からアプローチした研究を行っている研究者の協力を得ることができ、各回40～60名の受講があった。

教員免許状更新講習については選択領域にて「学校教育に資する学校図書館の役割」を開講している。一般教員向けに子どもの読書活動に関するデータや図書館を活用した授業事例を紹介し、学校図書館の役割についての基礎知識を教授することを目的としたものである。

4. 学校司書モデルカリキュラムへの対応と課題

現在、本学では2018年度から学校司書モデルカリキュラムに対応した科目群を開講するための検討を行っている。本学には教職課程がないため、モデルカリキュラムの開講にあたっては「学校図書館サービス論」と「学校教育概論」を設ける必要がある。2007年の学校教育法改正により新設された履修証明制度は面接授業、放送授業を前提とし、通信教育における印刷教材等による授業は想定していない。モデルカリキュラムの全科目をスクーリング履修によって開講することは困難であるため、本学独自の修了認定証の発行等の措置を検討する必要がある。

多様な経験・背景を有した学生が集まる本学では、司書資格の有無（有の場合は資格取得時期の違い）、司書教諭資格の有無等により、様々な履修パターンが想定される。このなかで多くの学生が採る選択肢としては、司書資格取得を希望し、さらにモデルカリキュラムを履修するパターンが考えられる。一方で、既に司書資格を有し、学校司書として勤務している方々が新たにモデルカリキュラムを履修しようと思おうか否かは未知数である。モデルカリキュラムを履修したとしても、待遇が改善される、新たなステップアップにつながる

るといった保障はまったくないからである。

モデルカリキュラムが現職の学校司書の学習ニーズを満たした内容となっているかという点についても熟考する必要がある。現職の学校司書を主なターゲットにした公開講座を企画した経験から、彼ら・彼女らは教育学、図書館情報学に関する基礎知識はもちろんのこと、学校現場の問題解決に寄与する発想、考え方を得る機会を望んでいると感じている。正規のカリキュラムに加え、定期的に公開講座を開催するなど、リカレント教育の場を作っていくことも検討する必要があるだろう。



講師の野口久美子氏

質疑応答 (敬称略)

司会 大谷康晴

日向 (都留文科大学) : 野口氏は、発表の中でコストパフォーマンスを課題として挙げていたが、司書等の資格を持たない学生が受講する場合、費用はどのくらいかかるか。というのも、学校司書の方は非常勤職員が多いので、何十万円もかかるのは負担なのではないかと思ひ、質問した。

野口 : 司書資格を半年で取得した場合の学費例では、入学金を含めて25万8千円である。これに教科書は含まれない。最初から学校司書のカリキュラムを受講する場合には同程度かかると思われる。

大谷 : その場合、科目等履修生よりも安くなるような設定であるように思われる。

野口 : 本学ではなるべく学費を安く抑えることを謳っている。テキスト履修の場合は1科目1万2千円、スクーリング履修

の場合は2万5千円である。

日向 : 現職者にとって料金は重要な視点である。

西尾 (龍谷大学) : 安形氏が所属する亜細亜大学では、シラバスをウェブに掲載しているので、参考にしている。学校教育概論について今年度は休講とのことであるが、新しく設置するのではなく、現在教職課程で設置されている3科目を履修させることによる読み替えは考えたか。また、亜細亜大学では来年度以降、学校図書館モデルカリキュラムどおりに、学校教育概論を開講する予定か。

安形 : 学校教育概論は、図書館学課程でなかなか実施できないので、教職課程の協力を仰ごうと考えていた。一方、教職課程は現在、再課程認定を行っているため、依頼するのは難しかったが、基本的には次年度実施する方向で考えている。

今年度については、今年度中に学校教育概論を修得したい学生には、3科目を履修するようにと指導している。ただ、学校司書モデルカリキュラムのみを取得する人は少ないのではないかという感触もある。教職をとっている学生が司書教諭もとっているので併せて学校司書も取得したいというパターンや、司書と同時に学校司書もとりたいというニーズが予想されることから、本学ではできる限り読み替えでも取得できるように資格課程を履修する学生に配慮している。

大谷：いずれの大学もそうであろうが、教職課程の再課程認定は大変で、担当する側からすれば、モチベーションの低い学生の受入に消極的で、できれば司書課程側で何とかしてほしいというのがあるのではないか。

高見（香川大学等）：学校図書館モデルカリキュラムは、最終的にどう落ち着くのか。質保証という話題もあったが、司書教諭の5科目10単位のようにきちんとする方向にあるのか。今後の展開や背景について知りたい。

三浦（明治大学）：協力者会議のメンバーの一人であった。基本的に司書、司書教諭は資格なので、文部科学省が省令科目を示して、それを履修してもらうというやり方である。学校司書は省令科目で設定する資格という形ではなく、文部科学省の立場は学校司書モデルカリキュラムを設定し、それを受講した人たちに、学校図書館で働く際の一定の教育的水準を担保することを目指すというものである。文部科学省がより強い形で規制を加えるとか、資格化に向けて取り組むことは中期的にはないと思う。

高見：制度的に定められることはないということですか。

大谷：報告書を見ると、国は国家資格について、生命と安全に関するもの以外ではできる限り作らないという閣議決定を持ち出して、その意思はないことを明言している。立法府が学校司書という資格を作ることにした法律に対して、行政府の閣議決定があるから資格化しないというロジックがよく分からないが、文部科学省がそういう立場をとる以上、短期的あるいは中期的に資格にする動きにはならないと考える。仮に資格化するのであれば、学校図書館法そのものの改正が必要になる。すなわち、「学校司書に関する科目は文部科学省令で定める」といった文言が入らないと、文部科学省令として明記できない。したがって、2010年の法改正時にこのような条文になった時点で、資格化は難しかったという印象

を持っていた。ちなみに、これに類似した事例として、外国人に向けた日本語教員の養成が、以前は文部科学省、現在は文化庁がガイドラインを作って、そのモデルカリキュラムに基づいて行うよう指導されているはずである。正式な国家資格ではないが、大学内にある既存の講座等を用いて、モデルカリキュラム方式で行っている事例として紹介する。

国見（近畿大学）：発表者の所属大学では、教科書はどのようにしているか。何か指定しているか、それとも配布資料で対応しているか。

安形：本学で新規に開講した科目は、学校図書館サービス論と学校図書館情報サービス論であるが、これらは現在教科書がないので、配布資料で対応している。

野口：本学は、学校図書館サービス論と学校教育概論は開設しなければならない。教科書について、本学では通常、2通りの方法がある。1つは市販のものを採用するという方法、もう1つはオリジナルテキストを作成するというものである。どちらを利用するかは担当者次第のため、現段階では不明である。

大谷：ここから話題を変えたい。先ほども述べたとおり、モデルカリキュラムを省令科目化するのは短期的には難しいと感じている。そうすると、モデルカリキュラムを生かす枠組みはどう考えるべきかという議論が出てくる。同時に、例えばLIPERの研究成果で示されているように、図書館に共通する知識をベースに、領域ごとの知識を上乗せして専門職養成を考えることもあり得る。司書に関する省令科目は、法制上、公立図書館寄りにせざるを得なかった経緯もあり、これはLIPERとは逆行する話である。他方、学校司書モデルカリキュラムは、共通の基盤の上に作り上げたという見方もできれば、単に寄せ集めではないかという見方もでき、人によってそれぞれ解釈が異なるであろう。学校司書の教育という視点で考えたときに、このモデルカリキュラムはどうなのであるか。幅広い視点から議論を進めていきたい。

根本（慶應義塾大学）：幅広い議論の前に一点確認したい。これは教育部会がやることなのか日本図書館協会全体なのかは分からないが、今ここで養成について議論しているが、受入側、すなわち教育委員会や学校法人は、学校司書という新しい職種ができつつあるということをどう捉えているであろうか。また、文部科学省や日本図書館協会はどう働きか

けているのか。あるいは、教育部会としてどう考えるか。こうした議論が必要なのではないかと考える。現職者をどうするかの話もあったが、仮にモデルカリキュラムに合わせた任用という話があるとすれば、養成のプロセスと受入のプロセスをどうすり合わせるかも必要であろう。こうした話は我々だけで議論すべきことではないかもしれないが、養成全体に関わる者としては無視できないのではないか。これらについて話を聞く機会もないので、知っていることがあったら、あるいは教育部会の見解を知りたい。

大谷：学校司書が法制化されて、現実として各地で募集がある。例えば学校司書がほとんど配置されて来なかったある県では、ここ数年毎年10名単位で採用し続けているし、しばらくはそれが続くようである。急いで採用したいので司書取得者でもよいという話も聞いている。学校司書を求めるこうしたニーズもあるが、それがモデルカリキュラムレベルの人材を求めているのかは分からない。

安形：受入側のことは分からないが、本学が急ぎ実施したかったのは、司書資格と学校司書モデルカリキュラム履修済みの二つの資格のようなものを持っているときに、学校司書を採用したい自治体等は学校司書モデルカリキュラム履修済みの者を採るのではないかとということを考えたからである。選択肢を増やしたいという考えから、急ぎ実施したいという結論に至った。

根本：個別の対応はもちろん、全体としてどう位置付けるのかも考えるべきではないか。各大学がどう考えるのかということもあるが、ここは教育部会でもあるので、日本図書館協会あるいは教育部会としてどうかについて、現時点では難しいにしても展望を持つ必要があるではないか。もし働きかけをするのであれば、ここでやらないと、誰がやるのか。学校図書館部会とすり合わせるのか。そうしたことをやらなければならないと思う。養成の問題は喫緊を要する部分と、長期的に考えるべきものがあり、この問題は喫緊とまでは言えないまでも、短期的あるいは中期的にきちんと考えていくべきではないかと感じている。モデルカリキュラムを実質化させるためにも必要であろう。司書教諭のときは、できた当初はすごい資格で、実際に専任司書教諭も就いたことがあったが、その後徐々に骨抜きになってしまった歴史的経緯がある。我々はそのことを知っているのだから、それも含めて今後、みな

で考えていくべきではないかという問題提起である。

小田：背景的なことを含めて、関係することを話したい。三浦氏が協力者会議について触れたが、私はその下にできたモデルカリキュラムのワーキンググループに関わったメンバーである。その席で感触として得たのは、文部科学省はモデルカリキュラムを実効性のあるものにしたいという意向を持っていること、そのためにはまずは各大学にモデルカリキュラムが受け入れられて、実践されなければならないという強い危機感を持っていたことである。ワーキンググループでは、かなりの単位数を求めるカリキュラム案を提示した団体もあった。その内容は理想的ではあったものの、その実現性には問題もあった。一方、司書教諭は5科目10単位ではあるが、それは教職がベースにあるからであり、それを含めると60数単位になる。これらを併せ考えると、学校司書についても相応の単位数が必要であり、かつ実行可能性が重要であるというのがワーキンググループにおける議論の大きな要素であった。日本図書館協会の常任理事会でも、これは現実として普及するのかということが必ず話題に上ったが、その裏返しが根本氏が指摘した、モデルカリキュラムによって養成された学校司書が配置されるかどうかは別の課題として認識されている。さらに、将来的に省令科目というレベルまで持っていけるのかということも話題になったが、それは長期的な課題であり、その前段として大学がこれを開講し、現職者を含め受講するよう働きかけ、そのカリキュラムを受講した人を採用するという流れを作ることが必要であるということが確認されている。文部科学省の意向に沿ったということではないが、この機会を逃すべきではないという意識は、当然日本図書館協会にも、教育部会にもあると思う。そうした意味で、同時並行で進めるしかないというのが私の認識である。まずはいくつかの大学でも、実行できるところから始めて、開始するためにはどのようなハードルがあり、どのようにクリアできるかといったことを共有し、広めていかなければならない。同時に、このカリキュラムを受講した人を採用してほしいというアピールをする。こうしたストーリーが今、現れつつある。もう一つ追加するとすれば、世界的に見れば、質保証の点からは省令化しない方がアクレディテーションという方向性に近づけることができる。省令化してしまうと、ナショナルカリキュラムになり、アクレディテー

ョンの必要性がなくなる。相矛盾する状況であるが、今回の状況はアクレディテーションに近づくきっかけとなるのではないかと個人的には感じている。

大谷：日本図書館協会の検討会レベルではどのような議論があったか。

松本（慶應義塾大学）：私が参加した日本図書館協会の学校図書館職員問題検討会には、研究者のほか、かなりの数の学校司書の部会の方がいた。基本的には文部科学省の検討会に意見を反映させていくことを目標に議論した。教育についてはさまざまな議論が可能であったが、最終的には科目に落とし込まないとイメージができないこともあり、現実的には単位数は28単位、また実行可能とするために司書科目と一定程度の共通化を図るといった意見があった。学校司書側からの比較的強い意見として、学校司書の知識との共通性を求めるものがあつた。教育という部分よりも、司書の方に重点が置かれていたと記憶している。採用に繋がるかどうかの話についても多少出たが、現職の方がほとんどなので、現職者がどのようにこのカリキュラムを修得するかという話が多かった。広い視野で、大局的にこの資格をどのように広めていくかといった点までは議論が進まなかったと思う。

大谷：職に関する資格なので、採用についても考えなくてはならない。需要がゼロなのに供給だけが増えても問題である。一方で、需要はゼロではなさそうであり、採用もそれなりに行われているといった話題も見聞する。それがどの水準の人材をどのくらい求めていて、どのくらい採用しようとしているのかが分からないというのが現状である。さらに、我々人材を送る側は、需給を慎重に見ていく必要がある。モデルカリキュラムではあるが、実力のある大学は職に繋がる相応の教育を行い、それが認められるなど、大学間の競争が起きたり、場合によっては淘汰といったことも起こり得る。そのときに、どの水準の人材を育成して送れるかといった質保証、アクレディテーションについて、教育側は考えていく必要があるだろう。通常は省令科目ということでその質が担保されてしまっているが、今回はそうでないので、放っておくとその水準がどこまでも下がる恐れがある。逆に国頼みではなく、自主的に質保証というものを図書館業界が考えていくきっかけにできるかもしれない。個人的には、何らかの質保証をしないと、駄目な方向に行く恐れを感じているので、アクレ

ディテーションは必要ではないかと考えている。現在、認定司書事業委員会の委員長を務めているが、現場の図書館員をクオリティの面で評価するのは難しい。そのためにも、教育を担当する機関が協力して、アクレディテーションに参加するといった形で盛り上げていくことが必要であると思う。逆にこれはチャンスでもあり、日本でも民間団体がクオリティコントロールに乗り出して、そのクオリティに達したカリキュラムを認証していく。それがかつての臨床心理士のようなレベルまで行けるかは分からないが、図書館の世界でもその可能性があることを個人的には感じている。

川原（近畿大学）：教員は積極的にこのモデルカリキュラムが役に立つものであること、そしてこれを通じてこういう人材を育てているので現場で活用してほしいということを宣伝しなくてはならないと考える。学生を育てている立場からすれば、それはしなくてはならない。現状ではすぐに認証の仕組みができるとは思われないので、その間は養成機関がその教育内容を情報公開していくことも必要であるし、それを採用現場に訴えかけることが必要であると思う。そのためには私たち自身がモデルカリキュラムを理解し、認めることから始めていかなければならない。司書課程の教員は学生を育ててはいるが、就職に責任を持っていないことを残念に思っている。

大谷：最近では大学自体が教育内容について情報公開を進めており、三方針を作っている。が、そうした形式にとらわれない形で、教育内容をきちんとアピールしていく仕組みをみなで考え、それを採用する側に訴えていくことが大切であろう。

下田（藤女子大学）：このカリキュラムが一つのモデルとして示されたことが大事であると思っている。例えばLIPERとの関係で考えると、LIPERで構想していた、いわゆるこれまでの司書課程の上に専門性を意識した課程を載せるという枠組みの中でこれを捉えることが可能であると考え。そういう意味で、いろいろな関係性の中で今のような形に納まったとは言っても、これが新しい司書養成の可能性であると考え、進んでいくことが大切である。モデルカリキュラムがこれまでの司書養成をさらに一段上げていくものなんだという方向で、養成する側がきちんと考えていく必要があると思う。同時に、受入は自治体によって異なり、学校司書と

して採用する自治体がどれだけあるかを考えると、おそらく司書資格があったら採用するというのが現状なのではないか。その中で、学校司書を採用してもらうためにも、採用する側にアプローチすることも必要であるとする。

中道 (大阪大谷大学) : 質を上げる一方で、学生が学校図書館で働きたいという希望を叶えられるよう、組織としても動くべきである。例えば教育委員会への調査だけでも、教育委員会の意識が変わる可能性がある。学校司書が視野に入っていない教育委員会もあると思うので、図書館業界が動いて、それが働いている人たちにも伝わるように動くことが、質の向上と共に、出口に繋がるという意味で重要であると感じている。

大谷 : 調査を含め、教育委員会への働きかけは日本図書館協会として、あるいはそれ以外の団体も含めて考えていかなくてはならないことであろう。

中山 (元東京学芸大学附属小金井小学校) : 小・中学校の学校司書のことが話題になっていたかと思うが、高校の学校司書の場合、都道府県立図書館と高校との行き来がある。元々司書資格というベースの上に学校図書館の知識があるというようにプラスの形で捉えることもできる。二つの職種の往復という視点も入れて考えてもらえたらと思う。

大谷 : 都道府県立図書館を目指すなら、学校司書も併せて取得することを薦めるといった戦略も考えられる。

中山 : もう一点補足するとすれば、非常勤で長く勤めている方の中にも、同様に学校図書館と公共図書館を往復している人もいる。そこも含めて、教育部会として考えてもらいたい。

森 (東海大学) : 司書として採用されている高校と小・中学校は分けたほうがよいのではないかと。高校の場合、都道府県立図書館の職員として採用されており、試験では学校図書館に関する知識を問われているわけではない。そうした中で仕事をしているので、往復はしているが、司書の仕事をしている。それ故、逆に高校の学校司書の問題は難しいので、最初

は小中学校にマーケットをかけたほうがよいのではないかと考える。

中山 : 小中学校と高校を分けて考えた方がよいのではということであったが、長期的には、小学校の学校司書も司書を持っていないと、教員と対等に仕事ができないと思う。プロフェッショナルである教員とやり取りするときに、ただでさえ教員でないに對等にやり取りできないのに、図書館のプロとして小学校に入っていないと、学校の中での協働が難しいのではないかと考える。したがって、県立図書館と高校との間で行き来するように、小・中学校の場合もそのようにあってもいいのではないかと考えている。また、小・中学校の学校司書は元教員という人が多くいる。そのことも加味して考えるべきではないか。

大谷 : 最後に安形氏、野口氏から一言ずつお願いしたい。

安形 : 呼んでいただき、ありがとうございます。議論ができて、大変有意義でした。

野口 : 本学で来年度この課程を開講するにあたり、学校司書に就職する新しい枠が増えたと広報すると思うが、質保証という点で、いかに充実したカリキュラムを開講できるかを引き続き考えていきたい。ありがとうございます。

(記録：小山憲司)



質疑応答の様子

～参加者の感想～

カリキュラム検討の参考に

西尾 純子
(龍谷大学)

本部会では、これまでに様々なテーマの研究集会在開催されており、図書館情報学教育担当者にとって大変参考になっている。直近の連続3回の集会では、学校図書館専門職員養

成に関するテーマが設定されてきた。第102回全国図書館大会第4分科会における「学校図書館専門職員養成のこれから—IFLA 学校図書館ガイドラインを踏まえて—」、2016年度第2回研究集会における「学校図書館専門職員養成」、そして、今回の2017年度第1回研究集会における「現職者も視野に入れた学校司書の養成」であり、私はすべての会に参加する機会を得た。

文部科学省「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」およびその下に設置された「学校司書の資格・養成等に関する作業部会」での動き、報告書『これからの学校図書館の整備充実について』等に注目してきた者としては、第1回目のIFLA 学校図書館ガイドラインに関する報告もさることながら、第2回目の文部科学省会議の座長や委員の先生方の報告、翌年度から開講予定校の先生方の報告などタイムリーに拝聴することができた。

そして、今回の研究集会では、今年度から在校生を主な対象として学校司書プログラムを実施しておられる亜細亜大

学の安形先生から事例報告を、バックグラウンド情報を含め詳しくご説明いただいた。また、八洲学園大学の野口先生からは学校司書に向けたリカレント教育について報告があった。さらに、小田部会長や大谷先生からはモデルカリキュラムの質保証をどのように考えていくか等にも触れられ、フロアから多くの質問や意見が出た。

学校司書の法制化、学校司書の配置努力義務を受けて、始まった学校司書養成プログラムであるが、これを実効性、社会認知の獲得に努力したい。

私の大学でも、現在学校司書の養成カリキュラムを検討しているため、今回の研究集会以前から実施校のウェブサイト等を拝見してきたが、報告者の先生方に具体的な質問に応じていただけたこと、また今年度からの実施校ではあるが、今回の発表者ではない先生方にも休憩時間等に質問に応じていただけたことに大変感謝している。

今後の研究集会にも大いに期待する。

参加者のアンケートから

回収できたアンケート	33
質問1 部会員かどうか	
図書館情報学教育部会会員	25
上記以外の日本図書館協会会員	2
日本図書館協会非会員	6
質問2 テーマの設定	
適切だった	32
適切でなかった	0
どちらともいえない	0
無回答	1
質問3 集会の内容	
適切であった	31
適切でなかった	0

どちらともいえない	1
無回答	1

質問4 今回の集会に関するご意見

- ・ 時機をおさえた良いテーマだと思います。その上で多くの課題や日本図書館協会として行うべきアクションが様々明らかになったと思います。新しい話題も多くとりあげられていて企画、登壇された方々に感謝申し上げます。
- ・ 大変勉強になりました。ありがとうございました。
- ・ カリキュラムにしても、養成手法にしても、結局教育現場のニーズにどこまで応えられるか、成功モデルを示せるかに依存すると思う。就職口をどうするかという「供給側の事情」が先立つと、専門性の持続性は保てない。この点は他の分野の資格の価値についても同様。
- ・ 学校司書の需要について、横浜市の学校司書採用は、今、どうなっているのか気になっています（数年前、新聞紙上でとりあげられていました）。
- ・ 率直な意見がおおくてよかった。

- ・ 今回は来てよかったと思えました。貴重な機会をありがとうございました。2017年度現在で、どのくらいの数の大学がスタートしたのか、その内容や方法は…が、今1番知りたいことですが、今日のご指摘（大谷先生）「質の保証」については、深く考えねばと改めて思いました。忘れないようにしたいと思えます。
- ・ 今後、本学での開講に際しての参考になりました。ありがとうございました。
- ・ 学校司書の質保証の面から認証評価は必要と考える。
- ・ 学生に加え、現職の学校司書の資格取得も重要である。
- ・ 教育部会や協会がモデルカリキュラムの有用性を認め、学校図書館での採用をお願いするということをすべきかもしれない。まずこれをしないと、カリキュラムの認証はできない気がします。
- ・ 非常に参考になる実践的な内容であった。学校司書側の話をほり上げる必要あり。
- ・ 質の保証の大事さが強調されてよかったと思います。
- ・ 単なる読み替え技術論に終わらず広範囲に意見が出され議論されたことは良かった。
- ・ 質保証の話題についても気になりました。協会としての活動のありようについては考えさせられました。
- ・ 現職者は司書資格もしくは司書教諭をもっている方となっています。行政の直（非常勤）ではありますが、「学校司書」と呼ばれるには、司書資格を基礎ということになるのか？と混乱しました。より高度な学びを求めている方が、価値あるものであったと実感できるものであったらと願います。実習があったらと内心思っています。
- ・ いろいろ勉強になりました。ありがとうございました。学校図書館法の附帯事項は今度もずっと残ったままなのでしょうか？
- ・ 何かもめているところはないので、あまり自分の中で考えるところはなかったのですが、今後またじっくり考えていきます。
- ・ 重要な論点は、「質保証」と自治体、学校へのアピールであると思います。
- ・ 学校司書（資格）が、全国の教育委員会に認知されるよう、部会、協会の枠を超えてご協力いただければと思います。
- ・ 安形氏：正直言ってムダな時間を過ごした。本質的なことが言えないから、しかたない。司書資格・司書教諭資格との競合で混乱するのではないかと懸念がある。そこが聞きたかった。野口氏：ほとんど八洲学園の司書課程の宣伝で、学校司書のリカレント教育の内容が少なかった。結局、話すべき内容がないのではないかと？教職課程がないのに教員免許更新講習がなぜできるのか？

質問5 今後の活動に対するご意見

- ・ 今回のテーマに即して言う、学校司書にしても、司書教諭にしても、供給だけでなく“需要”の全体像を把握必要があるのではないかと。最後に出た公共図書館と学校図書館など司書のキャリアパスの把握も有用。教育サイドとの対話が大切だと感じた。
- ・ 時宜に応じたテーマを今後もとあげてください。
- ・ いつもタイムリーな情報提供をありがとうございます。部会への指定寄附のやり方を忘れてしまって…気になりながらできていません。申し訳ありません（時々、その方法をアナウンスしていただけると、私と同類の人も助かるのでは…（私だけかもしれませんが）よろしく願います）。
- ・ 教育の質保証には、卒後、資格取得後の成果、活躍などを示していく事が必要ではないかと考えます。テーマにすることは難しいかも知れませんが。
- ・ いつもありがとうございます。
- ・ 大変良い会でした。ありがとうございました。

2017 年度第 2 回研究集会の案内

日時： 2018 年 3 月 11 日（日）13 時 30 分から 16 時 30 分（受付 13 時から）

会場： 京都女子大学 A401 教室（A 校舎 401）（〒605-8501 京都市東山区今熊野北日吉町 35）

テーマ： 図書館情報学教育におけるアクティブ・ラーニング

趣旨：

現行の司書課程省令科目の基本的な考え方は、科目の性格について専門職としての入口段階と位置付けている。また、講義科目と演習科目の関係について、演習科目の目的を即戦力としてのスキル修得ではなく、体系的な基礎理論をより深く理解するためとしている。つまり、現行の司書課程においても、知識について単に詰め込むではなく、演習を通じて深い学びを行うことが期待されている。このような講義と演習の関係性は科目間のものとしてだけではなく、各科目内でも一定の余地で考えることができるだろう。

一方大学においても、アクティブ・ラーニングの導入が叫ばれているが、そこには知識の量的修得よりもより深い理解の側面が優先されているといえ、これは現行の司書省令科目の考え方に通じるものがあるだろう。以上の問題認識から、この研究集会では、従来の図書館情報学教育では、従来あまり演習として想定されてこなかった項目に対して知識のより深い理解を優先する取り組みを見ていきたい。

なお、この研究集会は、日本図書館協会図書館情報学教育部会による、「図書館情報学教育 FD プログラム(仮称)」の試行として開催する。

参加費： 部会員 1,500 円、JLA 会員 2,000 円、非 JLA 会員 3,000 円（当部会へ指定寄付を行った方は無料）

参加申込： 次のウェブフォームからお申し込みください。 <https://goo.gl/U3SJux>

プログラム(予定)：

12:00-13:00 図書館見学（希望者）

13:00-13:30 受付

13:30-13:35 開会挨拶：小田光宏（青山学院大学，図書館情報学教育部会長）

13:35-13:40 事務連絡

13:40-14:00 動向報告：文部科学省の組織改編がもたらす図書館情報学教育への影響

松本 直樹（慶應義塾大学，図書館情報学教育部会幹事）

14:00-14:25 事例報告：図書館の情報発信における問題発見学習の試み

角田 裕之（鶴見大学，図書館情報学教育部会幹事）

14:25-14:50 事例報告：司書課程におけるアクティブ・ラーニングの取り組み

登壇者調整中

14:50-15:05 休憩

15:05-16:35 グループディスカッション：参加者が担当する科目の取り組みについて事例を取りまとめ，報告

16:35-16:45 日本図書館協会図書館情報学教育部会における FD プログラムについて：

大谷 康晴（日本女子大学，図書館情報学教育部会幹事）

16:45-16:50 事務連絡・閉会

編集担当 〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 中央大学文学部 小山 憲司

Tel. 042-674-3731

E-mail : koyama@tamacc.chuo-u.ac.jp